

令和4年度 秋の全国交通安全運動 鳥取市実施要綱

期 間

令和4年9月21日（水）～9月30日（金）

鳥取県交通安全年間スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

目 的 秋口は、日没の早まりとともに夕暮れや夜間にかけての交通事故が多発する傾向にある。
市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通安全思想の高揚と交通事故防止を図る。

重 点

- 1 子どもと高齢者を始めとする
歩行者の安全確保
- 2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止
及び飲酒運転の根絶
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底

9月30日（金）は
「交通事故死ゼロを目指す日」及び
「交通マナーアップ強化日」

～鳥取市交通安全対策協議会～

重点事項1

子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合が最も高くなっています。特に幼児・小学生や高齢者においては、歩行中での事故による死者の割合が高いことから、これら歩行者の安全確保が重要となります。

◎歩行者は・・・

- 道路を横断するときは横断歩道を利用しましょう。
- 左右の安全確認を徹底し、飛び出しや走行中の車の直前・直後の横断はやめましょう。
- 信号を守るなどの交通ルールを守りましょう。

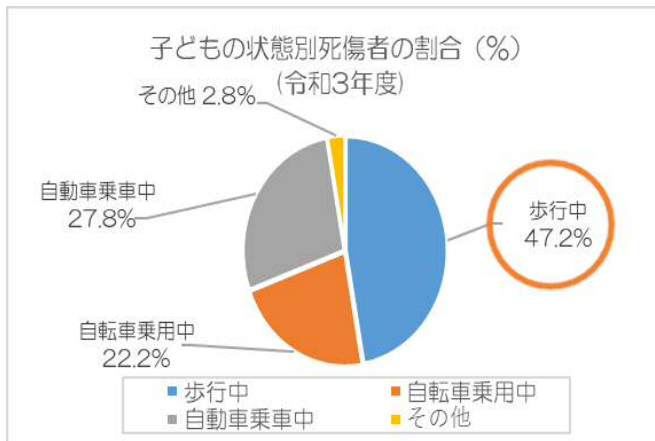
〈子どもの交通事故防止〉

- 児童が日常利用する道路での指導・見守り活動を推進しましょう。
- 道路の横断方法やその他交通ルールを守ることなどの声かけをしましょう。

〈高齢者の交通事故防止〉

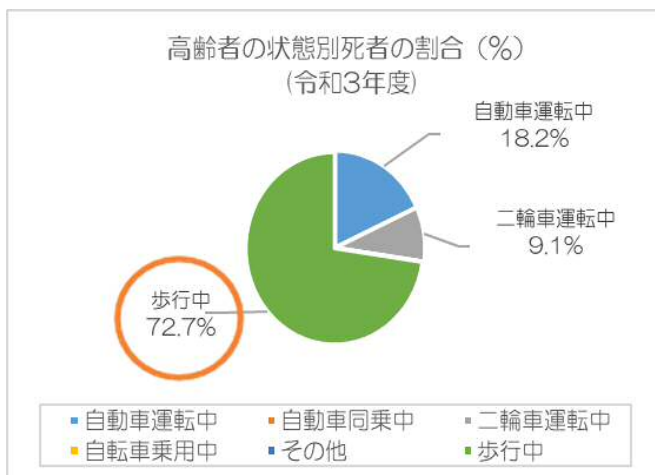
- 加齢に伴う身体機能の変化を認識し、安全な行動をとるよう心がけましょう。
- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい色の服装を心がけ、反射材用品を着用しましょう。

【子どもと高齢者の交通事故状況（鳥取県内）】（参考：鳥取県警察本部 HP）



【子どもの交通事故の特徴】

- 歩行中の事故が約半数を占めています。
- 自宅から500m以下の場所で多発しています。
- 時間帯は16時から17時台で最多となっています。
- 道路横断中の事故が多く、飛出しが原因となる事例が多くなっています。



【高齢者の交通事故の特徴】

- 高齢になるにつれ、歩行中の事故により死亡する割合が高くなり、7割を超えています。
- 夕暮れ～夜間の時間帯、18時から20時の時間帯での死亡事故が最も多い傾向にあります。

重点事項2

夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止 及び飲酒運転の根絶

秋口における日没時間の急激な早まりとともに、夕暮れ時や夜間には重大な交通事故につながるおそれのある交通事故が多発しています。全ての自動車運転者は歩行者保護意識の向上に努めましょう。

◎運転者は・・・

〈夕暮れ時と夜間の交通事故防止〉

○日没30分前には前照灯を点灯しましょう。

○夜間走行時、対向車や先行車がないときにはライトを上向き（ハイビーム）にするなどして歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

〈歩行者等への保護意識の向上〉

○歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、手前で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲りましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関等では・・・

○反射材用品などの着用と自動車・自転車の前照灯の点灯を指導しましょう。

○シートベルトとチャイルドシート着用の必要性和効果を認識し、正しい着用の周知徹底に努めましょう。

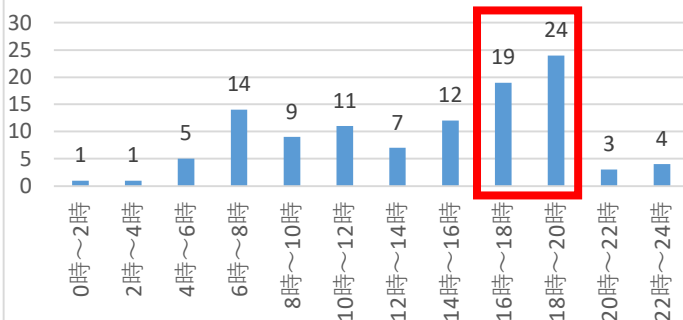
◎飲酒運転

○飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、飲酒運転は絶対にやめましょう。

○飲酒した翌日もアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。

○酒類提供業者は運転者への酒類提供禁止とハンドルキーパー運動を推進しましょう。

R 3 鳥取県時間別交通事故数（歩行者事故）



（参考：鳥取県警察本部 HP）

例年、歩行者や自転車が見えにくくなる**16時～20時**の時間帯に交通事故が多発しており、全体の約4割を占めています。歩行者は反射材の着用を、運転者は前照灯の早めの点灯に努めましょう。



◎飲酒運転をなくすための3つの約束

- (1) お酒を飲んだら運転しない
- (2) 運転する人にはお酒を飲ませない
- (3) お酒を飲んだ人には運転させない

ハンドルキーパー運動とは

自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、ハンドルキーパーがお酒を飲まないで仲間を自宅まで送り届ける運動です。



重点事項3

自転車の交通ルール遵守の徹底

自転車は身近な交通手段ですが、子どもの交通事故全体に占める割合は増加傾向にあるため、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要です。

◎自転車利用者は・・・

- 自転車安全利用五則を遵守しましょう。
- スマートフォンを使用した「ながら運転」やイヤホンを使用した危険な運転等はやめましょう。
- ヘルメットを着用しましょう。
- 自転車損害賠償保険等に加入しているか見直しましょう。

◎地域・家庭・学校・関係機関では・・・

- 自転車の安全利用について街頭指導や声かけをしましょう。
 - ・歩道通行時は歩行者を優先
 - ・自転車利用中の傘差し、携帯電話、イヤホンなどの使用の危険性
- 幼児・児童が自転車に乗るときは、自転車用ヘルメットの着用を促しましょう。
- 自転車事故被害者救済に関する各種保険制度の普及啓発に努めましょう。

<自転車安全利用五則>

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



<主な自転車保険>

自転車事故による損害を賠償するための備えとして、以下のようなものがあります。

個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり他人のものを壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。

傷害保険

自転車での転倒など、自分のけがに備える保険。

TSマーク付帯保険

自転車安全整備士が点検整備した自転車に貼られるTSマークに付帯した保険で、傷害保険と賠償責任保険が付帯されている。保険期間は1年。